

50527

教科書文庫

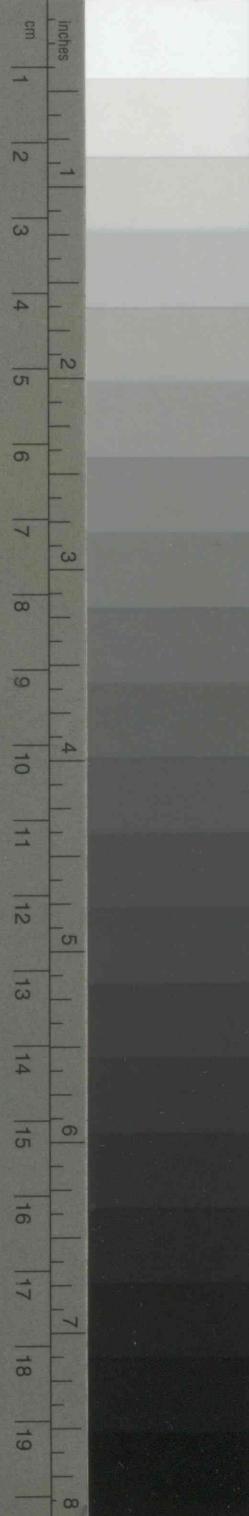
5
810
501946
01304 49610

Kodak Gray Scale

C Y M

© Kodak, 2007 TM: Kodak

A 1 2 3 4 5 6 M 8 9 10 11 12 13 14 15 B 17 18 19

**Kodak Color Control Patches**

Blue

Cyan

Green

Yellow

Red

Magenta

White

3/Color

Black

© Kodak, 2007 TM: Kodak



室 料 資

師範國語要說

文部省

(第三編)



中央図書館

広島大学図書

0130449610



國史によれば、應神天皇の御代に百濟から渡來した阿直岐及び王仁を師として、太子が經典を學ばれたとあり、古事記には王仁が論語と千字文を將來したと傳へてゐる。わが國人が漢字に接したのは必ずしもこの時が最初ではなかつたらしいが、この頃から漢文を學ぶものが次第に多くなつたのであらう。やがて吳の國と直接の交通が行はれ、欽明天皇の御代には佛教が傳來して漢譯佛典が將來され、次いで推古天皇の御代には隋に使を遣すなどのことがあつて、漸く官吏はすべて漢字を知らなくてはならないこととなつた。その結果、漢字の知識は次第に普及し、詩賦を作るものさへ少くなかつたのである。

漢字は支那の文字で、支那語を表すために作られ用ひられたものであり、漢文は支那の文であつて、いふまでもなく、支那語で讀むべきものである。従つて、わが國でも、はじめの中は漢字をすべて字音で読み、又漢文を書く場合にのみ用ひたのである。勿論當時でも、漢字漢文を國語に譯し、又國語で解釋することはあつたであろうが、それはその字、その文の譯又は解釋である。

つて、その字、その文の読み方ではなかつた。しかるに漢字漢文に熟するにつれて、その譯語や譯し方が次第に一定し、一々の漢字や句法に、きまつた國語の單語や句法が常に用ひられるやうになり、かくして漢字と國語との間に密接な關係が生じ、遂に漢字が國語を表すやうになつた。即ち漢字を直接に國語で読み、國語を書くために漢字を用ひるやうになつたのである。

漢字の訓とはかやうにして定まつた譯語なのである。

かくして、日本では漢字は單に漢文漢語に用ひられるばかりでなく、純粹の國語を表すためにも用ひられるやうになつた。漢字を字音でのみ讀んでゐる中は、漢字はやはり外國の文字であつたらうが、これを訓で讀むやうになつては、もはや外國の文字とはいへない。全く日本の文字になつたのである。

わが國では、支那に用ひられた漢字をそのまま輸入してこれを用ひた。六朝隋唐以後に行はれた種々の書體、即ち篆・隸・八分・楷・行草の諸體もすべてこれを傳へた。又楷書では六朝から唐にかけて行はれた種々の異體の字

倭字

も古く傳はつて盛に用ひられたが、宋以後、支那に於いて正體の字が漸次勢を得た影響を受けて、後世になると異體字は次第に少くなつた。かやうに日本で用ひた漢字は殆ど支那で作られたものであるが、日本で新たに作つたものも多少ある。これを倭字又は國字と稱した。

神 横 桜 艳 間 峠 衍 鮯 鱗 勵 佛 風 風 辻 达 嘴

糸「纏」などは支那で作られたものらしいが、「延」「庭」は日本製の文字である。これら日本製の漢字は所謂六書の中の會意に屬するものが多い。又支那の字を一部分變更して作つたものもある。「梓」ホコ（鉢より作る）「杜」ホコ（社より作る）の如きものである。なほ日本で作つた漢字として支那の漢字を二字合して一字としたものがある。例へば麻呂——麿、木工——杔の如きものである。

右の如き日本製の漢字は、すでに奈良時代にも見え、その後に作られたものもあるが、これらは漢字が國語を表すやうになつてから、國語に該當する漢字が見當らない場合に、その國語を表すために作つたものである。それ故これらの文字には字音のないのが常である。しかし、必要があれば、その

漢字の音訓

字の一部分をなすものの音を以てその字の音とする。勵をドウと讀む類である。近年わが國で作つた漢字には「銀」「腺」の如くいはば音のみをもつてゐるものがある。

すでに前に觸れた如く、日本では漢字の読み方として、支那人の漢字を讀む読み方が傳はつて日本化したものと、その漢字の譯語の固定したものとがある。前者が音（字音漢字音といひ古くは「古」ともいつた）。後者が訓（字訓古くは「よみ」）である。日本の漢字音は通例吳音・漢音の二種であるが、このほか字によつては唐音のあるものがある。漢字によつてこの三者の音がそれぞれ異なつてゐるものもあり、又全く同じものもあり、その中の一つだけが異なつてゐるものもある。

行	ギヤウ	カウ	アン <small>アソビ</small> 行脚・行燈
下	ゲ	カ	ア <small>ア</small> 下火
經	キヤウ	ケイ	キン <small>カン</small> 看經

和 ワ	クワ	ヲ	「和尙」 <small>ワシウ</small>
頭 ブ	トウ	ヲ	「饅頭塔頭」 <small>マツタツヂョウ</small>
東 トウ	トウ	ト	「廣東」 <small>カントン</small>
看 カン	カン	カ	ン

吳音は最も古くわが國に傳はつたもので、吳の地即ち支那南方揚子江下流地方の支那語の發音を傳へたものといはれ、佛經の読み方に傳はつてゐる。

漢音は隋唐と交通を開くに及んで傳はつたもので支那北方の發音に基づく標準音を傳へたものである。奈良時代以前から奈良時代にかけて、音博士に唐人を任命して、正しい音を教へさせたのはこの音であらう。しかし、古來の吳音系統の音は容易に廢れなかつたと見えて、平安時代のはじめに屢々法令を出して漢音を學ぶべきことを勧めてゐる。漢音は後までも漢字の正しい読み方として傳へられたが、通俗化した語には吳音で讀むものが多い。

唐音

唐音は、平安時代中期より江戸時代までの間に時々傳へられた宋・元・明・清の音である。支那の商人が日本に來たり、或は日本の僧侶が支那へ行つたりして傳へたもので、當時往來したのは、主として揚子江下流地方であつたから、支那南方の音を傳へたものである。

漢字の訓は、即ち漢字に對する譯語の固定したものである。譯語としては恐らく普通の國語を用ひたであらうが、中には適當な譯語がなかつたために特に新たに作つたものもあつたやうである。

國語を漢字で書き表す場合でも、漢字を支那に於けると同じ意味に用ひるのが普通であるが、又時には日本獨特の意味に用ひることがある。即ち、(一)國語と正しく意味の該當する漢字が見當らない時、その國語と意味の近い、又は意味上關係のある漢字を宛ててこれを示した。例へば「もり」に「森」(木の茂つた貌をいふもの)を用ひた如きがそれである。

(二)國語の一つの意味に對して宛てた漢字を、同じ語の他の意味に對しても用ひた。「私は公に對するわたくし」の義を有するので、ワタクシの訓を宛

漢字の用法

訓

ててワタクシといふ語を表すためにこれを用ひたが、後ワタクシに自分自身を表す予余といふやうな意味が生じたので、その意味に於けるワタクシをも「私」の字を以てこれを表した。從つて本來「私の字になかつた予余といふ意味が附くこととなつた。

(三)字の形の類似から、他の字と混同し、他の字の訓を附けて、他の字を用ひるべき場合にこれを用ひた。「巒」は「さざみ肉」を意味する字で、見るといふやうな意味はない。これをミソナハスと讀むのは、見るといふ意味のある「巒」字と字形が酷似してゐる所から、巒の字を誤り用ひたのが習慣となつたものであらう。

宛字

以上はすべて漢字を表意文字として用ひた場合であるが、これに對して漢字を表音文字として用ひ、漢字の有する意味にかかはらず、ただその読み方(音又は訓)だけによつて、ある語の音を表すために用ひたものがある。これは二種類に分たれる。その一は「兎角」「丁度」「目出度」「吳々」の如く、語とし

ては、いつも一定の漢字で表されてゐるものである。その二は「アメ」を「阿米」、「安米」、「阿毎」と書いた類で、音さへ同じであればどんな字を用ひてもよく、一語としてもこれを寫す文字の形は一定しない。前者は所謂宛字で、後者は所謂萬葉假名である。

三、萬葉假名

萬葉假名は眞假名ともいはれる。すでにわが國最古の文献に現れてゐるが、殊に奈良時代に盛に行はれた。漢字の音を用ひたもの(音假名)と訓を用ひたもの(訓假名)とある。一字で一音節を表したものが多いが、二音節、三音節を表したものもあり、又二字で一音節又は二音節を表したものもある。

音假名

一字一音節

爵瞻(現身) 名豆(サザン)

去別南(行き別れなむ)

越乞(遠近)

八間跡(大和)

千羽日(幸ひ)

鹽左猪潮騷

訓假名

一字一音節

一字二音節	大欲(おほほし)	鈴寸(鰐)	酒嘗(放けなむ)
一字三音節	檻下(碇おろし)	奈都炊(懐かしき)	
二字一音節	五十日太袴(タダカ)	馬聲蜂音(カシキ)	
二字二音節	水葱少熱(和ぎぬる)	辯鷺鷺將待(言をし待たむ)	
二字三音節	還者胡粉(シラ)	蜘蛛(クモ)	
三字二音節	八十一里喚鶴(括りつつ)		

このやうに非常に自由に漢字を駆使して日本語を書き表したのであるが、この各種の萬葉假名の中で最も明瞭で読み易いのは、一字一音の假名である。さうして萬葉假名は、音を表せばどんな字でもよいのであるから、これを實際に用ひる場合にはなるべく平生用ひる書き易い字をつかふ傾向を生じ、一方その字形も草體・略字など簡便な形をとるやうになり、それから遂に國語の音を表す特別の文字が發生するに至つた。平假名及び片假名がこれである。

奈良時代に於ける萬葉假名の用法を調べてみると、いろは歌で區別して

るる四十七の音節のほかに、エキケコソトノヒヘミメヨロの十三の假名に當るもののが、それぞれ二類に分れてゐて、結局六十の音節を區別して居り、更に濁音をも大體に於いて區別してゐたやうであるから、萬葉假名は合計八十七音節を區別してゐたと見ることが出来る。(古事記に於いてはモモ二類に分れるから結局八十八音節を區別してゐるわけである。)

四、平假名・片假名

平假名及び片假名は、萬葉假名から發生した一種の表音文字である。萬葉假名は漢字の表音文字的用法であつて、用法から見れば平假名や片假名と同様であるが、しかし文字としてはまだ漢字である。「波」は「ハナ」「ハイハ」などのハの音を表すために用ひられるが、また一方そのまま「なみ」の意味を表すにも用ひられて、表意文字たる性質を脱しきつてはゐない。平假名の「は」になつては、それが「波」の字から出たものであつても、これを「ナミ」の意味には決して用ひない。純然たる表音文字となつたのである。萬葉假名も平假名

片假名も、共にこれを假名と呼ぶのが普通であるが、上述の如くその文字上の性質には非常な違ひがある。そこで、平假名・片假名の二つを、特に假名文字と稱して萬葉假名と區別することがある。

平假名は草假名ともいはれ、萬葉假名に用ひた漢字を草體で書いたものから出來たものである。平安初期には、漢字の草體と區別し難いものが多かつたが、形の上からも明かに漢字と區別されるやうになつたのはやや後のことである。平假名は、はじめから漢字とは別個に、それだけで歌や文を書くために用ひられたのであつて、女が常に用ひる所から女手又は女文字といはれた。後世に於いても、歌や假名文には常に平假名が用ひられ、漢字と混へて書かれる場合にしても、行草體の漢字と共に用ひられることが多かつた。

平假名は、いろは歌に存する四十七の音節を區別してゐる。さうして平假名は、はじめ同一の音節に對して種々の違つた文字即ち異體字があつた。これはその源となつた萬葉假名では、同一の音節に對して幾通りもの字が

用ひられてゐたからである。然るにその後書道の發達に伴なつて、平假名は美的鑑賞の對象として取り上げられ、ために更に多くの異體字を發生させるに至つた。その中でも最も普通に用ひられる形は、かなり古い時代から大體きまつてゐたやうで、これを正體とし、その他の文字は變つた形と考へられ、これらを後世變體假名と呼ぶに至つた。現代に於いても、書寫する場合には種々の變體假名の用ひられることがあるが、印刷物に於いては大體字體が一定してゐる。これは明治三十三年の小學校令施行規則に於いて小學讀本に用ひる字體が定められた結果に負ふ所が多い。

片假名は、はじめから獨立した文字としてではなく漢字に伴なふものとして發達した。漢文に音や訓や釋義などを書き入れるために用ひた萬葉假名から出たもので、ただ心覚えだけのものであり、漢字の傍や下に小さく附けるものであるためになるべく字劃の簡単な文字や一部分を省略した形の用ひられたのがその起源である。從つてその形は甚だ簡単で、又後までも符號的性質を有し、發音や外國語を示すために平假名の文中にも混へ

て用ひられた。片假名は、平假名が主として女に用ひられたのに對し、漢字と共に男子に用ひられた。

片假名も平安初期に出来たものであらう。やはり四十七の音節を區別してゐるが、はじめは平假名と同じく同一の音節に對してかなり多くの異體字があつた。それが時代と共に次第に少くなり、江戸初期にはほぼ統一されるに至つた。現今に於いては、片假名の形は全く一定してゐるが、その字體は、平假名と同じく明治三十三年に定められたものである。

從來、平假名は弘法大師の作、片假名は吉備眞備の作と傳へられてゐるが、信することは出來ない。假名文字は萬葉假名を用ひてゐる中に、これを簡略に書くやうになつて自然に發生したもので、決して特定の人の手で作られたものではない。それ故、最初は同一の音節に對して種々の異體字が、つて不統一であつたのが、永い年月を経る中に次第に統一されて行つたのである。もし特定の人が作つて人に教へたものならば、最初からこのやうな不統一はなかつたであらう。

平假名諸體及字源表

片假名諸體及字源表

なは、假名文字と共に、或は假名文字に添へて用ひられるものに、濁音符(濁點)・半濁音符(半濁點)・撥音符・促音符・長音符・疊音符などの補助的記号がある。

平假名に於いても片假名に於いても清音を表す文字のみが發生して特に濁音を表す文字は生まれなかつた。といふよりも、清音と濁音とを區別して別の文字で示すといふことをしなかつたのである。しかし、特に濁音であることを示す必要のある場合は、雙點や雙圈を附してこれを表したが現在の如く雙點を字の右肩に附するやうに一定したのは、大體吉野時代以前である。この濁音を表す符號が濁音符である。

られ、外國音を示す場合にのみ行はれた。

はこれを表す特別の記號がきまつてゐなかつた。國語の撥音を表すのに一定した記號を用ひるやうになつたのは平安末期以後である。片假名には「ン」、平假名には「ん」が用ひられたが、これらはその發生した時期が他の假名

澠音錄

牛濶音符

文字より遅れてゐて、あめつちの詞やいろは歌或は五十音圖などによつて、假名文字の種類が一般にはつきりと意識されるやうになつた頃より後に現れたために、假名文字の仲間には入れられなかつたのである。この撥音を表すものが撥音符である。

促音も平安時代に入つて生じたものであるが、はじめこれを表す特別の符號は發生せず、後世に至つて「ツ」及び「づ」を利用してこれを表すやうになつた。なほ「ツ」を以て促音を示し始めたのは平安時代の終り頃である。近年特に促音を表す記號として「ツ」「づ」を小書したもの用ひることがある。かかる促音を表す記號が促音符である。

長音も平安時代に入つて生じたものであるが、はじめこれを表す特別の符號は發生せず、後世に至つて「ト」及び「ド」を利用してこれを表すやうになつた。長音を表すには、古くは「引」の字などを下に添へたりしたが、近年は外國音を記す場合などに「ト」を以て表することが行はれる。

疊音符は古く「躍り字」といはれた。平安時代の初期から見えてゐる、漢字の重點ニに基づいて「ヨ」の形が先づ行はれ、やがて「ヨ」になつた。二字の反覆を表す符號は「ヨヨ」又は「ヨヨ」であつたが、後には上字の右下に一點、下字の

撥音符

促音符

長音符

疊音符

ト

句讀點

右下に一點打つたものが「ノヽ」の形で文字の傍に書かれ、それが遂に「ノヽ」となり、文字の下に書かれるやうになつた。「ノヽ」は平安末期以後、盛に現れて來る。

なほ、文を記す場合の符號として句讀點がある。。(句點又はマルといふ、(讀點又はテン)・(ボツ)・「」(カギ)・『』(フタヘカギ)などが通常用ひられる。

五、いろは歌

いろは歌は發音を異にするあらゆる假名を集めて並べたもので、いはば字母表ともいふべきものであるが、四十七字より成り、意味を有する文句に仕立ててある。普通「色は匂へど散りぬるを我が世誰ぞ常ならむ有爲の奥山今日越えて淺き夢見じ醉ひもせず」といふ佛教の無常觀を歌つた七五調四句の今様風の歌といはれてゐる。いろは歌は専ら平假名で記され、手習の詞として用ひられたものであるが、いろは歌などの發生しない前に手習の詞として用ひられたものに、あめつちの詞といふものがある。

あめつち

あめつちほしそらやまかはみねたにくもきりむろこけひといぬうへ
すゑゆわさるおふせよえのえをなれゐて
といふ四十八字の假名より成るものである。いろは歌と同じやうに同音
の假名を重出することはないが、唯えが二度繰り返されてゐる。これは古
くア行のエとヤ行のエとが發音上區別があつたからであるらしい。この
詞の意味は

天 地 星 空 山 川 峯 谷 雲 霧 室 苔 人 犬 上
末 硫 黃 猿 生 ふ せ よ 榆 の 枝 を 慣 れ 居 て
であらうといはれる。即ちこの詞は單語及び短い句を並べ擧げたにすぎ
ないものである。従つて巧みに一貫した意味を表したいろは歌が發生す
るに及んで、全くその位置をいろは歌に譲つてしまつた。いろは歌の作ら
れたのは恐らく平安中期頃と思はれるが(いろは歌の作者を世に弘法大師
と傳へてゐるが、これは信することは出来ない)鎌倉時代頃から、その終り
に京の字を添へることが行はれた。

六 表記法

現在、國語は、場合によつて假名文字のみ、或は漢字のみで記されることも
あるが、漢字と假名文字とを混用するのが普通である。上代に於いてはす
べて漢字で記されたが、その場合の書き方を見るに、個々の語句については、

(一)全部萬葉假名を用ひるもの。「之良受^{ミラヒト}」

(二)漢字漢文の訓讀法によるもの。「不知^{シラズ}見入^{ミルヒト}」

(三)右の兩種を混用したもの。「知受^{シラズ}見流入^{ミルヒト}」

の三種に分けることが出來、一篇の文章としては、

(甲)全文萬葉假名で書いた萬葉假名文。

(乙)漢文。

(丙)主として漢文式に書いて、これを訓讀すれば國語となるやうに書きな
がら、處處その語句を寫すのに適切な漢字がないために、(一)又は(三)の方
法を混へ、又は漢文としては不必要な文字を加へたもの、例へば古事記

に見られるやうなもの。

(丁)國語の順序のままに、各の語句を(三)の方法を主とし、時として(一)(二)などの方法を混へて寫したもの、例へば宣命のやうなもの。

の四種がその最も著しい種類として見られる。祝詞・宣命の書き方は(丁)の種類に屬するが、體言や用言の語幹などは漢字で書き、助詞、助動詞又は活用語尾は萬葉假名で記し、しかも小書してゐる。(體言などを萬葉假名で記す場合もあるが、その際は大書する)これを世に宣命書といふ。

天皇大命良麻親王等又汝王臣等詔賜正幣勅久。皇朕高御座爾坐初利今年爾至五六年爾成妙此乃問爾天都位爾嗣坐倍次止爲ル皇太子侍豆。由是其婆婆止在須藤原夫人乎皇后止定賜

(續日本紀聖武天皇天平元年八月)

以上の種種の書き方は、後世に至つても續けて用ひられ、ただ萬葉假名から平假名片假名が生まれるに及んで、萬葉假名の代りに平假名片假名が用ひられたにすぎない。但し(丙)の場合、即ち變體漢文にあつては、後の時代に於いても依然として萬葉假名又は宛字を用ひて、すべてを漢字で記すやう

變體漢文

に努めた。日記・記録などはこの方式で記されることが多かつた。

廿六日、王子自奥州御還向之處葛西三郎清重母所勞之。由於路次被聞食之間遣御使於葛西住所、令訪之給彼使者今日參着于鎌倉所勞無指危急夏云々

(吾妻鏡卷九、文治五年十月)

後世の假名交り文は、宣命書の萬葉假名の部分を假名文字に置き換へたやうなもので、しかもはじめの中は、萬葉假名が小書されたやうに、假名も小書された。又體言などが假名で記される場合には、大字で記されたものである。

今昔、比叡山ノ西塔ニ實因僧都ト云人有ケリ。小松ノ僧都トメ云タル顯密ノ道ニ付テ止事無カリケル人也。其レニ極テ力有ル人ニテ有ケル。僧都晝寢シタリケルニ、若キ弟子共師ノ力有由ヲ聞テ、試ムカ爲ニ胡桃ヲ取テ持來テ、僧都ノ足ノ指中ニ胡桃八ツヲ夾ミタリケレバ、僧都ハ虛寢ヲシタリケレバ、打任テ被夾テ後寢延ニ爲ル様ニ打ウムメキテ足ヲ夾ミケレバ、八ツノ胡桃一度エハラ／＼ト碎ニケリ。

(今昔物語卷二十三、比叡山實因僧都強力語)

漢字と共に使用される假名文字としては、古くは概して片假名の用ひら

れることが多かつたが、後世になると平假名を用ひることも行はれ、現在では平假名を用ひる方が普通となつてゐる。

送假名
漢字と假名とを混じて書く場合には、所謂送假名の問題が生ずる。その場合、漢字の下にどれだけ假名を送るかは習慣によつて大體きまつてゐる。古くはこの假名を送ることが割合に少かつたが、現在では比較的多くの假名を送るやうになつた。これは、なるべく誤讀を防がうといふ意圖より生じたものである。

分別書き方
わが國では分別書き方(分ち書き)が發達しなかつた。これは主として漢字と假名とを混用する結果、自然漢字が頭文字のやうな役目をして、分別書き方を採用しなくとも比較的容易に讀むことが出來たからであらう。なほ、假名で語の全部又は一部分を記す場合に假名遣の問題が生ずる。

七、假名遣

平假名・片假名は表音文字であり、萬葉假名も漢字を表音文字として用ひ

たものである。それ故、假名で語を寫す場合には、音のまま書けばよいのであつて、どういふ場合にどの假名を用ひるかといふ疑ひは起りさうに思はないが、實際はさうでない。假名がはじめて用ひられた時代には、音の區別と假名の區別とは一致してゐたであらう。しかし、多くの年代を経ると、言語の音聲に變化が起り、もと區別のあつた音が同音となつたために、違つた假名が同音に讀まれるに至つた。そのため同じ音に對して二種或はそれ以上の違つた書き方が可能になり、語を書き表す場合に、どんな假名を用ひるがよいかが疑問になる。これが即ち假名遣の問題である。

奈良時代に於いては、キケコ・ソトノヒ・ヘミメヨロの十二の假名に二種の音の別があり、又ア行のエとヤ行のエとが區別されてゐた。然るに平安時代に入つて、キケコ以下十二の假名の二種の別が滅び、次いでア行のエとヤ行のエの區別もなくなつた。この音變化に伴なつて、もと區別した假名もこれを區別せず、同じ文字で書き表した。平安時代の初期から音便によつて、變化した音も、もとの書き方には拘泥せず違つた假名を以て書き表した。

然るに平安時代の半以後に於いては、語中語尾のハヒフヘホとワキウエヲ、イエオとキエヲが同音になつた。しかし當時すでにいろは歌などが普及してゐて、四十七の異なる假名の存することが一般に意識されてゐたことと、未だこれらの假名が發音上區別のある時代に出來た歌集や日記、物語、草子の類が當時頻に讀まれ又寫されたために、その時代の書き方が自然に記憶されたことと、この二つのことから、新たに書く場合にも、實際の發音には區別のない假名の區別が、なほ保存されてゐたのである。しかし、發音上では區別がないのであるから、時として混同することがあつて、同じ語がいくつかの違つた假名で書かれることもまあつた。さうして、これは平假名を用ひる假名文の場合のことであつて、元來音聲符號的性質を多くもつてゐる片假名に於いては、同音になつた假名を混用することがかなり多かつたやうである。

鎌倉時代に入ると、平假名に於いても、同音の假名の用法の混亂不統一はかなり著しくなり、同じ語が人により又場合によつて、色々の假名で書かれ

ることが多くなつたので、ここにはじめて假名遣が問題となり、これを統一しようと試みるものが出るやうになつた。即ち、藤原定家や源親行などである。定家の唱へたものは多少不徹底な點があるにしても、昔の歌集や物語などに於ける假名の用法に基づいて定めたものらしく、その主義に於いては、一種の歴史的假名遣と見るべきものである。次いで親行の孫行阿ヨウア、源知行は、定家等が假名遣上の問題として取り上げた事項を増補して、假名文字遣といふ書を著した。この定家等の假名遣は世に定家假名遣と呼ばれて後世まで行はれ、殊に歌文の道に從ふ入人の間に遵奉された。但し、この定家以下の人人の假名遣説は、その根據とした文献が、すでに假名の用法に混乱を示し始めた頃のものであつたため、古代の假名の用法と一致しない點がある。その結果この説に疑問を抱くものも現れた。

江戸時代に入ると、前代まで發音上區別のあつたジとヂ、ズとヅ、アウの類から出たオ段の長音(これを開音といふ)と、オウ、エウの類から出たオ段の長音(これを合音といふ)とが同音となつたために、これらの假名の區別も亦假

歴史的假名遣

名遣の問題となるに至つた。江戸時代になつても、定家假名遣は依然として行はれたが、しかし、この時代にはその説に矛盾や誤謬のあることを説くものも出来、遂に契沖に至つて、一らの新しい假名遣を唱道し、定家假名遣を大改訂を加へた。契沖は萬葉代匠記を作るためにあらゆる古代の文獻を涉獵したが、その際假名遣にも注意して研究した結果、平安時代半以前の文獻に於いては、同音の假名の用法が語に於いて一定してゐる、その區別が嚴然として存することを見出し、この時代の文獻に於ける實例に基づいて假名遣を定め、定家假名遣のこれに違ふものは、皆誤謬であると斷定した。契沖は自著にこの假名遣を用ひると共に、和字正濫鈔を作つてこれを公にした。この契沖の假名遣が現在歴史的假名遣といはれるものである。

この契沖の説は、根據が極めて明白であるばかりでなく、古代の文獻に於ける假名遣は、國學の研究には是非必要なものであるために、以後の國學者の間に行はれ、國學の流布と共に次第に世に廣まつた。契沖の定めた假名遣にはまま誤もあつたので、楫取魚彦²はこれに訂正を加へ、又缺けたものを

補つて古言梯を作り、大に行はれた。

字音の假名遣

契沖の和字正濫鈔には、字音の語をも收めたが、それは古書に假名で書いた實例のある少數のものにとどまり、あらゆる字音の假名遣には及ばなかつた。然るに本居宣長は、萬葉假名に用ひた漢字の字音を、支那の音聲表である韻鏡と比較して、日本の假名の區別と韻鏡に於ける音の區別との對應の原則を定め、且つ字音を假名で書いた例をも参照して、字音の假名遣を定めた（字音假名用格）。このやうにして契沖と同じ主義によつて、字音を假名で書く場合の假名遣の基準を立てたのである。その後、白井寛蔭は、宣長の説の不備や誤謬を訂して漢字音の假名遣を定めた（音韻假字用例）。この説は、後の學者に採用されたが、多少理論に走つて實際と離れた嫌ひがある。

江戸時代には、右に述べたやうに、國學者を中心として契沖の始めた假名遣が次第に世に行はれたけれども、堂上家の如き保守的の人々はなほ定家假名遣を用ひた。又漢學者の如き平假名の文に親しまないものや、戯作者或は一般の人々は、あまり假名遣に注意せず、かなり勝手な書き方をした。

Approved by Ministry of Education
(Date Oct. 3, 1946)

昭和廿一年十月八日
文部省検査済

定價金九十五錢

師範國語要說

著作権所有

發著作兼

文 部 省

翻刻發行者

東京都神田區錦町一丁目十六番地
師範學校教科書株式會社

代表者 森下松衛

印刷者 東京都京橋區入舟町一丁目十一番地
電 代 表 者 新井修平堂

師範學校教科書株式會社

發行所

広島大学図書

0130449610

